

横浜植物防疫所入札等監視委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、平成19年11月2日の「公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議」での申合せを受けて、随意契約の適正化の一層の推進について（平成19年11月6日付け19経第1168号大臣官房長通知）において設置することとされた部局ごとの入札等監視委員会（以下「委員会」という。）の構成、開催、庶務その他委員会の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(位置付け)

第2条 委員会は、平成5年12月21日付けの中央建設業審議会会長からの建議を受けて、入札・契約手続の改善に関する具体的対応について（平成6年2月23日付け6経第205号農林水産事務次官依命通知）において設置することとされた入札監視機関とする。

(委員会の事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 植物防疫（事務）所に所属する契約担当官等が締結した契約のうち、次に掲げる契約を除いたものの変更契約を含めたものに関し、その入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けること。

イ 国の収入原因契約

ロ 国の行為を秘密にする必要がある契約

ハ 予定価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第2号、第3号、第4号又は第7号に掲げる金額を超えない契約

(2) 前号の契約のうち、委員会が抽出したものに関し、一般競争参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約の理由及び経緯等についての審議を行い、必要に応じて意見の具申又は勧告を行うこと。

(3) 「工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理の手続きについて」（平成13年4月27日付け13経第173号大臣官房経理課長通知）の第3に規定する再苦情、「請負工事成績評定要領」（平成13年4月27日付け13経第181号大臣官房経理課長通知）の第11に規定する苦情の処理及び「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領の制定について」（平成19年3月16日付け18経第1840号大臣官房経理課長通知）の第8に規定する再苦情（以下「再苦情」と総称する。）の処理を行うとともに、所長が講じようとする措置の概要について報告を受けること。

(4) 「公正入札等調査委員会の設置等について」（平成6年5月31日付け6経第931号大臣官房経理課長通知）別添の入札等談合情報等マニュアル（以下「談合マニュアル」という。）第4(2)に基づき、入札等談合情報等の内容、公正入札等調査委員会の審議の状況及び入札等手続の取扱いに関する結論並びに各委員の意見について報告を受けること。

2 委員は、談合等マニュアル第3に基づき、談合調査情報の対象となっている案件に係る入札等手続の取扱いについて意見を行う。

(委員会の構成及び庶務の設置)

第4条 委員会は、契約に関する学識経験等を有し、公正中立の立場を堅持できる者のうちから、所長が委嘱する者（以下「委員」という。）をもって構成する。

2 委員会は、委員3人で組織する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 7 特定の契約につき特別の利害関係を有する委員は、当該事案に係る審議に参加することができない。
- 8 委員会の庶務は、契約に直接関与しない横浜植物防疫所総務部会計課監査官が処理する。
(委員会の開催)

第5条 第3条第1項第1号及び第2号の事務に係る委員会は、原則として次表の報告対象期間に対応した開催時期欄に掲げる時期に開催する。ただし、このほか必要に応じて開催することは妨げない。

開催時期	報告対象期間
5月又は6月	第3・第4四半期（10月～3月）
8月又は9月	第1四半期（4月～6月）
11月又は12月	第2四半期（7月～9月）

- 2 委員会への報告は、次表の事項欄に掲げる事項のうち該当する事項に対応して作成する資料欄に掲げる資料を報告することにより行うものとする。

事項	作成する資料
競争入札による契約（公共工事等）	競争入札（公共工事等） （別紙様式第1）
随意契約（公共工事等）	随意契約（公共工事等） （別紙様式第2）
競争入札による契約（物品・役務等）	競争入札（物品役務等） （別紙様式第3）
随意契約（物品・役務等）	随意契約（物品役務等） （別紙様式第4）
再度入札における一位不動の状況 （土木一式工事、建築一式工事）	再度入札における一位不動状況 （別紙様式第5）
再度入札における一位不動の状況 （測量、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント、その他の公共工事等）	再度入札における一位不動状況 （別紙様式第6）
再度入札における一位不動の状況 （物品の製造、物品の購入、役務の提供等）	再度入札における一位不動状況 （別紙様式第7）
指名停止	指名停止等一覧表（別紙様式第8）

- 3 委員会において審議を受ける契約（以下「審議対象契約」という。）の抽出は、当該委員会に先立ち、委員長が別紙様式第1から別紙様式第4に記載されている契約の中から、委員会が定める方法により行うものとする。この場合において、抽出を行う委員長は、一般競争入札、指名競争入札又は企画競争による随意契約であって応札者（応募者を含む。以下同じ。）が1者の契約及び公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。以下「公益法人等」という。）を相手方とする契約については、当該契約に関し、競争性が確保されているか審議する必要があるため、重点的に抽出するものとする。

なお、事務局は、応札者が1者の契約及び公益法人等を契約の相手方とする契約について、重点的に抽出が行えるよう当該契約に関する情報を適切に提供するものとする。

4 審議対象契約に関する説明は、次の事項を記載した資料を提出して、契約担当課等の担当者が実施するものとする。

- ア 契約件名
- イ 事業概要
- ウ 入札・契約手続審査委員会審査状況
- エ 競争方式
- オ 応札者数
- カ 契約相手方（公益法人等の有無を含む。）
- キ 契約締結日
- ク 履行期間
- ケ 予定価格（契約限度額を含む。）
- コ 契約金額
- サ 落札率
- シ 入札公告（公示）日
- ス 入札公告（公示）期間
- セ 応札者の条件
- ソ 1者応札（応募）の原因
- タ 1者応札（応募）の改善策
- チ 指名事業者選定理由
- ツ 随意契約理由

5 第3条第1項第3号の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）は、第7条第1号の場合、必要に応じ開催する。なお、再苦情の申立は、再苦情申立書（別紙様式第9）を提出して行うものとする。

6 委員会は非公開とする。

（意見の具申又は勧告）

第6条 委員会は、第3条第1項第1号又は第2号の事務に関し、報告の内容又は審査した契約に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要に応じ、所長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。この場合、所長は、その内容を契約担当官等が所属する所の長（以下「所属長」という。）に通知するものとする。

2 所長は、委員会からの前項の意見の具申又は勧告があったときは、消費・安全局長（以下「局長」という。）を通じて大臣官房参事官（経理）に速やかに報告するとともに、大臣官房参事官（経理）との協議により当該意見の具申又は勧告に係る事案が重要なものと判断した場合は、速やかに局長に報告するものとする。（局長が大臣官房長に報告）

3 所長は、委員会からの第1項の意見の具申又は勧告があったときは、事案の調査及び改善策の検討を行い、その結果を前号と同様の手順で報告するものとする。（必要に応じ、局長が政務三役及び事務次官に説明）

4 所長は、第2項及び前項に規定する報告を行った後、当該意見の具申又は勧告に対して措置する事項を実施するとともに、その実施内容について、直後の委員会に報告しなければならない。

5 委員会は、第1項の意見の具申又は勧告を行った場合に、必要があると認めるときはその内容を公表することができる。

(再苦情の処理)

第7条 所長は、第3条第1項第3号の事務に関し、再苦情の申立てがあった場合、委員会に審議を依頼するものとする。

2 委員会は、第3条第1項第3号の事務に関し、前項の再苦情の審議の依頼があった場合、再苦情処理会議を開催し、審議を行うものとする。

なお、審議は申立者及び所長からの書面に基づくほか、必要と認める方法により行うことができる。

3 委員会は、第2項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を所長に報告するとともに、必要があると認めるときは、これを公表することができる。

なお、当該報告は、第1項の再苦情の申立てがあった日からおおむね50日以内に行わなければならないものとする。

4 所長は、第3条第1項第3号の事務に関し、講じようとする措置の概要について、直近の会議で報告するものとする。

5 所長は、第3条第1項第3号の事務に関し、以下の点に留意するものとする。

(1) 再苦情の申立ては、原則として、入札・契約手続の執行を妨げるものではないこと。

(2) 申立者から入札・契約手続の執行停止の申出があったときは、委員会の意見を聴くものとする。

(3) 再苦情の申立ての却下は、再苦情申立書を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する休日を含まない。）以内に行わなければならないこと。

(4) 委員会から申立てが認められなかった場合は、申立てに根拠が認められないと判断された理由について、委員会の判断を的確に示しつつ、申立者が十分理解できるよう、直ちに通知するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、第3条第1項各号の事務を処理する上で知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(公表)

第9条 所長は、委員の構成として、委員の氏名及び職業を毎年度、その年度の最初の委員会開催後、遅滞なく、これを事務局において閲覧に供するとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表する。

2 所長は、委員に変更があった場合には、変更後最初の委員会の開催後、遅滞なく、これを前項と同様の方法により公表する。

3 所長は、審議に係る議事の概要を別紙様式第10により取りまとめの上、別紙様式第1から別紙様式第4までのほか必要な資料とともに、委員会終了後、遅滞なく、これを前各号と同様の方法により公表する。

附則 この規則は、平成19年12月14日から施行する。

附則（平成21年4月1日横植第177号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成23年4月1日横植第1344号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成23年4月11日23横植第65－1号）

この規則は、平成23年4月11日から施行する。

附則（平成24年7月18日24横植第512-1号）
この規則は、平成24年7月18日から施行する。

附則（平成30年1月16日29横植第2060号）
この規則は、平成30年1月16日から施行する。

附則（令和3年5月11日3横植第279号）
この規則は、令和3年5月11日から施行する。

附則（令和4年8月1日4横植第543号）
この規則は、令和4年8月1日から施行する。

競争入札(公共工事等)

番号	公共工事等の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		一般競争契約・指名競争契約の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		応札者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人(特例社団法人又は特例財団法人を含む。)	特別な競争参加資格(※応札者の数が1の場合の記載事項)	備 考
		名称	所在地		商号又は名称	住所					公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分				

(注1)記載の順は、契約した日の順による。

(注2)この表は、公共工事のほか測量・建設コンサルタント等業務に係る契約について記載する。

(注3)「一般競争契約・指名競争契約の別(総合評価の実施)」欄には、公共工事の場合は一般競争契約、公募型指名競争契約、工事希望型競争契約、その他の指名競争契約の別を、測量・建設コンサルタント等契約の場合は一般競争契約、公募型競争契約、簡易公募型競争契約、その他の指名競争契約の別を、それぞれ記載する。

(注4)単価契約の場合には、「予定価格」欄及び「契約金額」欄に予定調達総額を記載するとともに、「備考」欄に単価契約である旨を記載する。

(注5)既に締結済みの契約について変更契約を締結した場合には、当初の契約に関する記述を複写して新たに1行を設けた上で、変更点を赤字で訂正する。

(注6)「特別な競争参加資格」欄は、予決令第73条の規定に基づき契約担当官等が特別に参加資格を設けた場合であって、応札者の数が1であるときにのみ、当該参加資格を簡潔に記載する。

(注7)公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。

随意契約(公共工事等)

番号	公共工事等の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争、公募等)	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		再就職の役員の数 (※契約の相手方が農林水産省が所管する特例社団法人又は特例財団法人の場合の記載事項)	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人(特例社団法人又は特例財団法人を含む。)	特別な競争参加資格(※提案者の数が1の場合の記載事項)	備考
		名称	所在地		商号又は名称	住所						公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分					

(注1)記載の順は、契約した日の順による。

(注2)この表は、公共工事のほか測量・建設コンサルタント等業務に係る契約について記載する。

(注3)「随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争、公募等)」欄には、測量・建設コンサルタント等契約の場合は公募型プロポーザル契約、簡易公募型プロポーザル契約又は標準型プロポーザル契約の別を記載する。

(注4)「随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争、公募等)」欄の理由は、企画競争及び公募の場合には簡潔に記載する。

(注5)単価契約の場合には、「予定価格」欄及び「契約金額」欄に予定調達総額を記載するとともに、「備考」欄に単価契約である旨を記載する。

(注6)既に締結済みの契約について変更契約を締結した場合には、当初の契約に関する記述を複写して新たに1行を設けた上で、変更点を赤字で訂正する。

(注7)「提案者の数」欄は、企画競争による随意契約の場合に記載する。

(注8)「特別な競争参加資格」欄は、予決令第73条の規定に基づき契約担当官等が特別に参加資格を設けた場合であって、応札者の数が1であるときにのみ、当該参加資格を簡潔に記載する。

(注9)予決令第102条の4第4号に規定する随意契約を締結した場合には、「備考」欄に「有利随契」と記載する。

(注10)公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。

競争入札(物品役務等)

番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		一般競争契約・指名競争契約の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		応札者の数	うち公益社団法人または公益財団法人(特例社団法人又は特例財団法人を含む。)	特別な競争参加資格(※応札者の数が1の場合の記載事項)	備考
		名称	所在地		商号又は名称	住所					公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分				

(注1)記載の順は、契約した日の順による。

(注2)総合評価落札方式によった場合には、「一般競争契約・指名競争契約の別(総合評価の実施)」欄にその旨を記載する。

(注3)単価契約の場合には、「予定価格」欄及び「契約金額」欄に予定調達総額を記載するとともに、「備考」欄に単価契約である旨を記載する。

(注4)既に締結済みの契約について変更契約を締結した場合には、当初の契約に関する記述を複写して新たに1行を設けた上で、変更点を赤字で訂正する。

(注5)「特別な競争参加資格」欄は、予決令第73条の規定に基づき契約担当官等が特別に参加資格を設けた場合であって、応札者の数が1であるときにのみ、当該参加資格を簡潔に記載する。

(注6)公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。

随意契約（物品役務等）

番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争、公募等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		再就職の役員の数（※契約の相手方が農林水産省が所管する特例社団法人又は特例財団法人の場合の記載事項）	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（※提案者の数が1の場合の記載事項）	備 考
		名称	所在地		商号又は名称	住所						公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分					

（注1）記載の順は、契約した日の順による。

（注2）「随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争、公募等）」欄の理由は、企画競争及び公募の場合には簡潔に記載する。

（注3）企画競争又は公募によった場合には、「随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争、公募等）」欄にその旨を記載する。

（注4）単価契約の場合には、「予定価格」欄及び「契約金額」欄に予定調達総額を記載するとともに、「備考」欄に単価契約である旨を記載する。

（注5）既に締結済みの契約について変更契約を締結した場合には、当初の契約に関する記述を複写して新たに1行を設けた上で、変更点を赤字で訂正する。

（注6）「提案者の数」欄は、企画競争による随意契約の場合に記載する。

（注7）「特別な競争参加資格」欄は、予決令第73条の規定に基づき契約担当官等が特別に参加資格を設けた場合であって、応札者の数が1であるときにのみ、当該参加資格を簡潔に記載する。

（注8）予決令第102条の4第4号に規定する随意契約を締結した場合には、「備考」欄に「有利随契」と記載する。

（注9）公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。

別紙様式 5

再度入札における一位不動状況
(期間 年 月 日～ 年 月 日)

工事種別		総入札件数 (件)	再度入札における一位不動状況					
			第2回入札における状況			※2		
			入札件数 (件)	一位不動産件数 (件)	割合 (%)	入札件数 (件)	一位不動産件数 (件)	割合 (%)
土木一式工事	A							
	B							
	C							
	D							
建築一式工事	A							
	B							
	C							
	D							
その他の工事								

※1 予定価格の金額に相当する等級ごとに、期間中における総入札件数及び再度入札における一位不動状況を記載すること。

※2 入札回数は、原則として2回を限度としているが、第3回入札を行ったものについて、その状況を記載すること。

別紙様式 6

再度入札における一位不動状況

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

業務種別		総入札件数 (件)	再度入札における一位不動状況					
			第2回入札における状況			※		
			入札件数 (件)	一位不動産件数 (件)	割合 (%)	入札件数 (件)	一位不動産件数 (件)	割合 (%)
測量	A							
	B							
	C							
建設コンサルタント	A							
	B							
	C							
地質調査	A							
	B							
	C							
補償コンサルタント	A							
	B							
	C							
その他	A							
	B							
	C							

※1 予定価格の金額に相当する等級ごとに、期間中における総入札件数及び再度入札における一位不動状況を記載すること。

※2 入札回数は、原則として2回を限度としているが、第3回入札を行ったものについて、その状況を記載すること。

別紙様式 7

再度入札における一位不動産状況

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

契約種別		総入札件数 (件)	再度入札における一位不動産状況					
			第 2 回入札における状況			第 3 回入札における状況		
			入札件数 (件)	一位不動産件数 (件)	割合 (%)	入札件数 (件)	一位不動産件数 (件)	割合 (%)
物品の製造	A							
	B							
	C							
	D							
物品の購入	A							
	B							
	C							
	D							
役務の提供等	A							
	B							
	C							
	D							
合計								

※予定価格の金額に相当する等級ごとに、期間中における総入札件数及び再度入札における一位不動産状況を記載すること。

別紙様式8

指名停止等一覧表
(期間 年 月 日～ 年 月 日)

業 者 名	本 社 所 在 地	指 名 停 止 期 間	該 当 事 項	指 名 停 止 の 理 由
		年 月 日～ 年 月 日 (か月)		

注：「該当事項」欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」に定める別表第1及び別表第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。

再 苦 情 申 立 書

年 月 日

横浜植物防疫所長 殿

申立者
(住 所)
(電 話 番 号)
(商号又は名称)
(代表者氏名)

- 1 再苦情申立ての対象となる工事名
- 2 不服のある事項
- 3 2の主張の根拠となる事項

(ホームページ掲載日： 年 月 日)

開催日及び場所						
委員						
審議対象期間						
審議対象案件			件 うち、1 者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件			
抽出案件			(抽出率 %) (抽出率 %) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件 (抽出率 %)			
抽出 案件 内 訳	工 事	一般競争		件 うち、1 者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件		
		指 名 競 争	公募型指名競争		件 うち、1 者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件	
			工事希望型競争		件 うち、1 者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件	
			その他の指名競争		件 うち、1 者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件	
			随意契約		件 うち、1 者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件	
	業 務	一般競争		件 うち、1 者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件		
		指 名 競 争	公募型競争		件 うち、1 者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件	
			簡易公募型競争		件 うち、1 者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件	
			その他の指名競争		件 うち、1 者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件	
			随 意 契 約	公募型プロポーザル		件 うち、1 者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件
		簡易公募型プロポーザル		件 うち、1 者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件		
		標準型プロポーザル		件 うち、1 者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件		
		その他の随意契約		件 うち、1 者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件		
		物 品 ・ 役 務 等		一般競争		件 うち、1 者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件
			指名競争		件 うち、1 者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件	
			随意契約（企画競争・公募）		件 うち、1 者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件	
			随意契約（その他）		件 うち、1 者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件	
		(特記事項)				
	委員からの意見・質問、それに対する回答等			意見・質問		回答等
	委員会による意見の具申又は勧告の内容					
	[これらに対し所長が講じた措置]					

事務局：

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。